

## 各種健診等の対応について

各健診名	管轄部署	取り組み方針	日医通知文書※
妊産婦・乳幼児健診	厚労省子ども家庭局	<p>【母子保健法12条第1項に定める健診】原則として集団での実施を延期する。 ※延期等により、健診を受診できない幼児には、別の機会に健診を受ける機会を設けること。</p> <p>【母子保健法12条第1項に定める健診外の健診】上記準じる。</p> <p>【個別で実施する健診】当該医療機関と相談の上、実施するかどうかを判断する。</p>	R02.4.15（健Ⅱ44）
学校健診	文科省初等中等教育局	<p>【児童生徒等】毎学年6月30日までに実施することとされているが、体制が整わない等やむを得ない事由によって、当該年度末日までの間に実施することとした。</p> <p>※内科、眼科、歯科、耳鼻咽喉科分野において、健診時の感染症対策についての留意事項を定めている。</p> <p>【教職員等】安衛法に基づく健診の側面もあることから、厚労省が示す見解も踏まえ、体制が整い次第、速やかに実施すること。</p>	R02.4.17（健Ⅰ37） ※令和2年3月19日付 事務連絡で通知済
事業主健診 (定期健診・特殊健診)	厚労省労働基準局	<p>【雇入時の健康診断】実施が延期された結果、当該健診が雇入れの直前又は直後に行われていない場合</p> <p>【定期健康診断】実施が延期された結果、当該健診が1年以内ごとに1回、定期に行われていない場合</p> <p>【特定業務従事者の健康診断】実施が延期された結果、当該健診が配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期に行われていない場合</p> <p>上記については、令和2年6月末までの間、実施時期を延期して差し支えないこととする。</p> <p>また、特殊健診においては、実施することが必要であり、実施の際は、十分な感染防止対策を講じること。しかしながら、感染防止対策を講じることが困難な場合等には、実施時期を6月末まで延期しても差し支えない。</p>	改正前通知 R02.3.16（健Ⅰ278） ※左記内容は令和2年4月21日 に労働基準局長改正通知 を反映
特定健診	厚労省保険局・健康局	<p>①特定健康診査等については、少なくとも緊急事態宣言の期間において、実施を控えること。 ※ただし、電話、電子メール等を活用して行う特定保健指導はこの限りではない。</p> <p>②特定健康診査等以外の保健事業については、少なくとも対面形式や集合形式等によるものは実施を控えることとし、それ以外の保健事業については実施時期、実施方法及び実施の可否について再検討した上で、感染防止に十分留意した上で実施すること。</p>	R02.4.21（健Ⅱ56）
健康増進法に基づく健診 (がん検診など)	厚労省健康局	原則として実施を延期すること。それ以外の市町村においては、当面の間における実施の必要性を改めて検討すると共に必要に応じて延期等の措置を行うこと。	R02.4.17（健Ⅱ54）
後期高齢者健診	厚労省老健局・保険局	特定健診と同様	R02.4.21（健Ⅱ56）
予防接種	厚労省健康局	居住地が感染拡大警戒地域であり、居住地外市町村への里帰りを延長する等の事情がある場合には、定期接種対象者からの定期接種実施希望の申出を以て居住地の長からの予防接種実施依頼があったものとし、居住地外市町村において定期接種を実施して差し支えない。	R02.4.15（健Ⅱ40F）